

大正大學則

平成 23 年 4 月 1 日施行

○大正大学学則

(昭和24年 3月25日認可)

改正 昭和29年 4月 1日	昭和57年 4月 1日	平成 5年 4月 1日	平成 16年 4月 1日
昭和44年 4月 1日	昭和58年 4月 1日	平成 6年 4月 1日	平成 17年 4月 1日
昭和46年 4月 1日	昭和59年 4月 1日	平成 7年 4月 1日	平成 18年 4月 1日
昭和47年 4月 1日	昭和60年 4月 1日	平成 8年 4月 1日	平成 19年 4月 1日
昭和48年10月 1日	昭和61年 4月 1日	平成 9年 4月 1日	平成 20年 4月 1日
昭和50年 4月 1日	昭和62年 4月 1日	平成 10年 4月 1日	平成 21年 12月 9日
昭和53年 4月 1日	昭和63年 4月 1日	平成 11年 4月 1日	平成 22年 4月 1日
昭和53年12月 27日	平成元年 4月 1日	平成 12年 4月 1日	平成 23年 4月 1日
昭和54年 4月 1日	平成 2年 4月 1日	平成 13年 4月 1日	
昭和55年 4月 1日	平成 3年 4月 1日	平成 14年 4月 1日	
昭和 56年 4月 1日	平成 4年 4月 1日	平成 15年 4月 1日	

目次

第1章 総則 -----	4
第1節 目的 -----	4
(目的)	
(自己点検・自己評価)	
第2節 組織 -----	4
(学部)	
(大学院)	
(別科)	
(附属研究所)	
(附属図書館)	
(附属研究施設)	
(事務局)	
第3節 職員組織 -----	5
(職員組織)	
(職員会)	
第4節 評議会及び教授会 -----	5
(評議会)	
(教授会)	
第5節 学年, 学期, 休業日 -----	6
(学年)	
(学期)	
(休業日)	
(創立記念日)	
第2章 学部通則 -----	6
第1節 修業年限及び在学年限 -----	6
(修業年限)	
(在学年限)	
(進級)	
第2節 入学 -----	7
(入学の時期)	
(入学資格)	
(入学者の出願)	
(入学者の選考及び入学許可)	
(入学手続き)	

第3節 再入学、編入学、転学部、転学科及び転学-----	7
(再入学・編入学)	
(転学部・転学科)	
(転学)	
第4節 教育課程及び履修方法等-----	8
(授業科目)	
(授業科目の履修方法)	
(他の大学等における授業科目の履修)	
(大学以外の教育施設等における学修)	
(入学前の既修得単位等の認定)	
(履修登録)	
(試験)	
(単位の認定)	
(成績の評価)	
第5節 休学・復学・退学及び除籍-----	10
(休学)	
(復学)	
(退学)	
(除籍)	
第6節 留学-----	11
(留学)	
(留学の資格)	
(出願手続)	
(留学期間)	
第7節 卒業及び学位-----	11
(卒業)	
(学士号)	
第8節 賞罰-----	11
(表彰)	
(懲戒)	
第9節 奨学生-----	12
(奨学生)	
第10節 厚生施設-----	12
(厚生施設)	
第11節 外国人特別生、委託生及び科目等履修生-----	12
(外国人特別生)	
(委託生)	
(科目等履修生)	
(教職特別課程)	
第12節 入学検定料、学費等-----	12
(入学検定料・学費等)	
(学費等)	
第13節 公開講座-----	13
(公開講座)	
附則-----	13
別表 <省略>	

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 本学は、教育基本法並びに学校教育法に基づき、仏教精神により人間を総合的に理解し、人類の福祉に貢献する人材を養成することを目的とする。

(自己点検・自己評価)

第2条 本学の教育・研究水準の向上と特色をより發揮し、その目的及び社会的使命を達成するために、教育・研究活動等の状況について自己点検・自己評価を行うものとする。

- 2 自己点検・自己評価の結果の概要は、原則として公表するものとする。
- 3 自己評価に関する委員会は、別に定める。

第2節 組織

(学部)

第3条 本学に、次の学部・学科・専攻を置く。

仏教学部 仏教学科

人間学部 アーバン福祉学科

人間環境学科

臨床心理学科

人間科学科

教育人間学科

文学部 人文学科

歴史学科

表現学部 表現文化学科

- 2 前項の各学部に置く学科及び専攻の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	3年次 編入学定員	収容定員
仏教学部	仏教学科	100名	25名	450名
人間学部	アーバン福祉学科	80名	—	320名
	人間環境学科	60名	—	240名
	臨床心理学科	85名	5名	350名
	人間科学科	105名	3名	426名
	教育人間学	65名	3名	266名
文学部	人文学科	100名	3名	406名
	歴史学科	135名	3名	546名
表現学部	表現文化学科	130名	3名	526名
合 計		860名	45名	3,530名

3 学部の学科・専攻ごとの人材育成並びに教育研究の目的は別の規程に定める。

(大学院)

第4条 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する規則は、別に定める。

(別科)

第5条 本学に別科を置く。

2 別科に関する規則は、別に定める。

(附属研究所)

第6条 本学に、次の研究所を置く。

大正大学総合仏教研究所

大正大学カウンセリング研究所

(附属図書館)

第7条 本学に、附属図書館を置く。

(附属研究施設)

第8条 本学に、附属仏教資料館を置く。

(事務局)

第9条 本学に、事務局を置く。

第3節 職員組織

(職員組織)

第10条 本学に学長、副学長、人間学部長、文学部長、図書館長を置く。

(1) 学長は校務を総覧し、教職員を統督する。

(2) 副学長は学長の職務を助け、教学及び涉外に関する事項を統轄する。

(3) 学部長は学長を補佐し、当該学部に関する事項を統轄する。

(4) 図書館長は学長を補佐し、図書館業務及び埼玉校舎に関する事項を管轄する。

第11条 本学に教育職員及び事務職員を置く。

(1) 教育職員は、専任の教授、准教授、講師、助教、特任教員、特命教員、任期制教員とする。

(2) 教育職員に名誉教授、招聘教授、客員教授、インストラクタ及び非常勤講師を置くことができる。

(3) 事務職員は、事務局長、部長、部長補佐、課長、係長、主任、課員とする。

(4) 事務局長は、学長を補佐し、事務全般を統轄する。

(5) 事務職員は、その執務内容により事務系、技術系に区分する。

(職員会)

第12条 職員会は、専任事務職員をもって構成し、事務遂行に必要な事項について協議する。

第4節 評議会及び教授会

(評議会)

第13条 本学に評議会を置き、次の各号に掲げる評議員をもって構成する。

(1) 教授会連合会にて互選された15名

(2) 職員会にて互選された2名

2 評議員の任期は3年とし、その再任を妨げない。

3 評議会は学長が招集し、その議長となる。

4 評議会は次の事項を審議する。

(1) 学則の更改及び学内諸規程の制定、改廃に関する事項

(2) その他学長の諮問事項

5 議長は、必要に応じてその他の教職員の出席を求めることができる。

(教授会)

第14条 学部に教授会を置き、専任の教授、准教授、講師及び特任教員をもって構成する。

(1) 学部長は、教授会を招集し、その議長となる。学部長に支障のあるときは、教授会が選定した教授がこれを代行する。

(2) 学部長は、必要に応じ、その他の教職員の出席を求めることができる。

第15条 教授会は、次の事項を審議する。

(1) 教員の人事に関する事項

(2) 学部長選出に関する事項

(3) 学生の入学、進級、休学、退学、除籍、卒業等に関する事項

(4) 試験に関する事項

(5) 学生の指導及び賞罰に関する事項

(6) 教育課程及び研究に関する事項

(7) 留学及び派遣に関する事項

(8) 学長の諮問する事項

(9) その他、学部に属する重要な事項

2 前項第3号に定めるもののうち、学年途中の学籍の異動に関する事項は、大学運営協議会の議を経て学長が決定することができる。

第16条 学長は、教授会を統合した教授会連合会を招集し、その議長となる。

(1) 教授会連合会は、教授会の審議事項を審議することができる。

(2) 学長は、必要に応じてその他の教職員の出席を求めることができる。

第17条 教授会連合会は、次の事項を審議する。

(1) 学長推薦に関する事項

(2) 評議員選出に関する事項

(3) その他重要な事項

第5節 学年、学期、休業日

(学年)

第18条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第19条 1年間に授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたるものとし、学期等については次のとおりとする。

春学期 (セメスター1. 3. 5. 7) 4月1日から9月15日まで

秋学期 (セメスター2. 4. 6. 8) 9月16日から3月31日まで

ただし、9月1日から9月15日までは集中講義が行われる場合がある。

2 前項の授業日程は毎年度教授会の議を経て学長がこれを定める。

(休業日)

第20条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

(2) 日曜日

(3) 春期休業 3月16日から3月31日まで

(4) 夏期休業 8月8日から9月15日まで

(5) 冬期休業 12月27日から翌年1月5日まで

2 学長は、教授会の議を経て休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(創立記念)

第20条の2 本学の創立記念日は、11月5日とする。

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第21条 学部の修業年限は、4年（8学期）とする。

（在学年限）

第22条 学生の在学年限は、8年（16学期）を超えることができない。

2 編入学生の在学年限は、4年（8学期）を超えることができない。

（進級）

第23条 入学後1年（2学期）以上在学し、20単位以上修得した者は、第2学年に進級する。

2 第2学年に1年（2学期）以上在学し、62単位以上修得した者は、第3学年に進級する。

3 第3学年に1年（2学期）以上在学した者は、第4学年に進級する。

4 前項までの条件に併せて、別に定めるGPA（総合成績評価）のポイントを含めて進級の判定をする。

また、各学年及びセメスターごとに、履修単位数の上限を別に定める。

第2節 入学

（入学の時期）

第24条 入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

（入学資格）

第25条 本学へ入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

（1）高等学校を卒業した者

（2）通常の課程による12年の学校教育を修了した者

（3）外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

（4）文部科学大臣が、高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

（5）文部科学大臣の指定した者

（6）大学入学資格検定規程により、文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

（7）その他本学において、相当の年令に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

（入学者の出願）

第26条 入学志願者は、本学所定の書類等を提出しなければならない。

2 提出の時期・方法・添付の書類等については、別に定める。

（入学者の選考及び入学許可）

第27条 前条の入学志願者については、選考の上學長が入学を許可する。

（入学手続き）

第28条 前条の選考の結果に基づき入学を許可された者は、本学所定の書類等を整え、学費等を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

（1）前項の手続きをしない者は、入学の許可を取消す。

（2）保証人は、保証人及び副保証人の2名を必要とする。

（3）保証人は、その学生の在学中に係る一切の問題について、責任を負わなければならない。

第29条 保証人が転居、改印等をしたときは、直ちにその旨を届け出なければならない。

2 保証人が死亡又はその資格を喪失したときは、新たに保証人を定め、届け出なければならない。

第3節 再入学、編入学、転学部、転学科及び転学

（再入学・編入学）

第30条 次の各号の一に該当する者で、本学への編入学を希望する者につ

いては、選考のうえ第3学年次に入学を許可することができる。

- (1) 本学又はその他の大学を卒業した者
 - (2) 大学に2年以上在学し、62単位以上修得した者
 - (3) 専修学校の専門課程を修了し、文部科学大臣の定めるところによる者
 - (4) 短期大学、工業教員養成所、養護教諭養成所、高等専門学校を卒業した者
 - (5) 旧制の専門学校、高等学校高等科、大学予科等の課程を卒業又は終了した者
- 2 本学を中途退学した者で、再入学を希望する者については、選考のうえ相当学年に入学を許可することができる。
- 3 第1項及び第2項の規定により入学を許可された者は、既に修得した単位を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

第31条 本学に入学・編入学・再入学を希望する者は、本学所定の書類等に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期・方法・添付書類等については別に定める。

第32条 前条の入学希望者については、選考のうえ学長が入学を許可する。
(転学部・転学科)

第33条 本学学生にして、他の学部又は学科に移籍を希望する者は、学長に願い出て欠員のある場合に限り、選考のうえ、1・2年次に限り許可することがある。

(転学)

第34条 学生が他の大学に転学しようとするときは、退学しなければならない。

第4節 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第35条 授業科目は、第I類、第II類、第II類共通及び第III類から構成される。また、卒業要件は各学科、専攻の定めるところにより、計124単位修得するものとする。

第36条 学生は、原則として学則別表に示す授業科目の履修方法に基づいて、順次履修するものとする。

(授業科目の履修方法)

第37条 本学の教育課程による授業科目は、必修科目、選択科目、自由科目に分類され、これを各年次に配当して編成するものとする。

第38条 第I類科目は「大学入門」「人間探究」「外国語」「社会接合」の4テーマの科目群で構成され、それぞれの履修については、学則別表に示す授業科目の履修方法によるものとする。

2 第II類科目の履修については、各学科、専攻の学則別表に示す授業科目の履修方法によるものとする。

3 第II類共通科目は、他学科、専攻第II類科目とし、毎年度指定する科目の中から履修するものとする。ただし、卒業単位として認定できる単位数は、30単位を上限とする。

4 第III類科目は共通選択科目とし、学則別表による各群から、各学科、専攻により定められた単位を卒業までに履修するものとする。ただし、教職・資格に関する科目のうち、教科に関する科目は各学科、専攻及び取得しようとする資格によって履修が指定される。

5 本学が必要と認める場合は、他の教育・研究機関の協力を得て授業を実施することができる。

第39条 学生は所属する学部長の許可を得て、他の学部の授業科目を履修することができる。

(他の大学等における授業科目の履修)

第39条の2 教育上有益と認めるときは、学生が別に定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第39条の3 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第39条の4 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又はこれに相当する高等教育機関を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第39条の2及び第39条の3により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第40条 教員の資格を得ようとする者は、別表(3)による教職に関する科目的単位を修得しなければならない。

2 社会教育主事の資格を得ようとする者は、別表(4)による社会教育に関する科目的単位を修得しなければならない。

3 博物館学芸員の資格を得ようとする者は、別表(5)による博物館に関する科目的単位を修得しなければならない。

4 図書館司書の資格を得ようとする者は、別表(6)による図書館司書に関する科目的単位を修得しなければならない。

5 学校図書館司書教諭の資格を得ようとする者は、別表(7)による学校図書館司書教諭に関する科目的単位を修得しなければならない。

6 社会福祉士の国家試験受験資格を得ようとする者は、別表(8)-1による社会福祉士に関する科目的単位を修得しなければならない。

7 精神保健福祉士の国家試験受験資格を得ようとする者は、別表(8)-2による精神保健福祉士に関する科目的単位を修得しなければならない。

8 日本語教員養成講座を履修しようとする者は、別表(9)による日本語教員資格に関する科目的単位を修得しなければならない。

9 社会教化者養成講座を履修しようとする者は、別表(10)による社会教化者資格に関する科目的単位を修得しなければならない。

10 社会福祉主事の資格を得ようとする者は、別表(11)による社会福祉主事に関する科目的単位を修得しなければならない。

11 児童指導員の資格を得ようとする者は、別表(12)による児童指導員に関する科目的単位を修得しなければならない。

(履修登録)

第41条 学生は、学期の始めに履修しようとする授業科目を登録するもの

とする。

(試験)

第42条 授業科目を履修した者に対して、試験を行う。

第43条 試験は、単位試験と卒業論文試験又は卒業研究試験とする。

2 試験は、セメスターの終了時毎に行う。

3 試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(単位の認定)

第44条 単位認定の基準は、次のとおりとする。

本学においては、1単位は標準45時間の学修を要する教育内容をもって構成するものとし、各授業方法ごとの1単位の授業時間数は、原則として次のとおりとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(3) 1つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間数をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究については、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合、これに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(成績の評価)

第45条 授業科目の試験の成績は、A A・A・B・C・D・Z・Tの7種の評語をもって表し、A A・A・B・C・Tを合格とする。

第5節 休学・復学・退学及び除籍

(休学)

第46条 学生が疾病又はその他の理由により、修学することができない場合は、事情を具して学長に願い出て、その学期又は学年の終わりまで休学することができる。

(1) 休学は、1年(2学期)以内とする。ただし、特別の事情のある場合には、引き続き許可を願い出ることができる。

(2) 休学期間は、通算して2年(4学期)を超えることができない。

(3) 休学期間は、在学期間には算入しない。

(4) 休学及び休学期間延長を願い出るときは、所定の様式により、その事由を証明する書類(疾病の場合は診断書)を添付して、保証人と連署のうえ願い出なければならない。

第47条 疾病その他の理由によって、学習することが不適当と認められる場合には学長は休学を命ずることがある。

(復学)

第48条 第46条・第47条により休学した者が復学しようとするときは、所定の様式により各学期開始2週間前までに学長に願い出なければならない。

2 休学期間中でも、その事情が終わったときは届け出て復学することができる。ただし、復学する者は、当該納期分の学費等を納入しなければならない。

3 復学の時期は、学期の始めとする。

(退学)

第49条 学生が疾病又はその他の理由により退学しようとするときは、所定の様式により、その事由を証明する書類(疾病の場合は診断書)及び学生証を添付して、保証人と連署のうえ願い出なければならない。

2 学年の途中で退学する者は、当該納期分の学費等を納入しなければな

らない。

第50条 学生が次の各号の一に該当するときは、これを退学させる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生として本分に反した者

2 前項による退学は、教授会の議を経て学長が決定する。

(除籍)

第51条 学生が次の各号の一に該当するときは、これを除籍する。

- (1) 定める期間内に学費を納入しない者
- (2) 学則第22条に定める期間に卒業できない者
- (3) 学則第46条第2号に定める休学期間を超えてなお復学できない者

2 前項による除籍は、教授会の議を経て学長が決定する。

第52条 除籍となった者は、退学を願い出ることはできない。

第6節 留学

(留学)

第53条 本学が教育上有益と認めたときは、外国の大学に留学することを認めることがある。

(留学の資格)

第54条 留学することができる者は、原則として本学に1年（2学期）以上在学し、かつ各学年次標準以上の単位を修得した者とする。

(出願手続)

第55条 留学しようとする者は、あらかじめ留学先の大学等の入学許可証又は受け入れ承諾書を添付し、所定の様式により願い出て、本学の許可を受けなければならない。

(留学期間)

第56条 在学中に留学できる期間は、2年（4学期）以内とする。

第57条 留学に関する取扱いは、本章の規程のほか、別に定めるところによる。

第7節 卒業及び学位

(卒業)

第58条 本学に4年（8学期）以上在学し、所定の授業科目の124単位以上を履修した者には学士の学位を授与する。

2 卒業の時期は、学年の終わりとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を卒業させることができる。

(学士号)

第59条 学士の種類は、次のとおりである。

仏教学部	仏教学科	学士（仏教学）
人間学部	アーバン福祉学科	学士（社会福祉学）
	人間環境学科	学士（人間環境学）
	臨床心理学科	学士（臨床心理学）
	人間科学科	学士（人間科学）
	教育人間学科	学士（教育人間学）
文学部	人文学科	学士（人文学）
	歴史学科	学士（歴史学）
表現学部	表現文化学科	学士（表現文化）

第8節 賞罰

(表彰)

第60条 本学学生にして、他の模範となるような行為のあった者はこれを賞する。

(懲戒)

第61条 本学に在学する者で本学の学則及び規則に違反し、又は学生の本

分にもとり、本学の名誉を毀損する行為ある者及び成業の見込みのない者は、教授会の議を経て学長がこれを懲戒する。

第62条 懲戒は譴責、謹慎、停学及び退学とする。

第9節 奨学生

(奨学生)

第63条 本学在学中、学業成績優秀なる者には、本学奨学生として、奨学資金を支給することができる。

2 奨学生に関する規程は、別に定める。

第10節 厚生施設

(厚生施設)

第64条 教職員及び学生の厚生施設を設ける。

第11節 外国人特別生、委託生及び科目等履修生

(外国人特別生)

第65条 外国人で、第25条に規定する入学資格の判明しないときには、当該外国公館の証明書がある場合に限り、選考のうえ、外国人特別生として入学を許可することがある。

(委託生)

第66条 他の大学又は公共機関から委託推薦された者を、選考のうえ、委託生として入学を許可することがある。

2 委託生の研修期間は、1年(2学期)以内とする。ただし、特別の理由ある場合は、1年(2学期)に限り延長することができる。

3 委託生で、授業科目の試験に合格した者は、その証明書を交付することができる。

(科目等履修生)

第67条 本学に科目等履修生を置くことができる。

2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

第68条 外国人特別生、委託生には、第2章の規定のほか、別に定めるところによる。ただし、委託生については第7節は適用しない。

(教職特別課程)

第69条 (削除)

第12節 入学検定料、学費等

(入学検定料・学費等)

第70条 入学試験を受ける者は、別表(13)-1の入学検定料を納付し、入学を許可された者は、別表(13)-1及び-2の学費等を納入しなければならない。転入、編入、再入学(復学)の場合もこれに準ずる。

(学費等)

第71条 学費等の納入の金額は、別表(13)-1及び-2に定める。教職、社会教育等の諸資格課程を履修する者は、別に定める費用を納入するものとする。

2 外国人特別生、委託生、留学生の学費等は、これに準ずる。

3 在学中學費等について変更のあった場合には、新たに定められた金額を納入するものとする。

第72条 学費等は、学年の始めにおいて、指定期日以内に納入しなければならない。ただし、授業料及び施設設備については、学期ごとに分納することができる。

2 指定納期は、第Ⅰ期(春学期)を4月末日、第Ⅱ期(秋学期)を9月末日とする。

3 年度のうち、1学期のみ在学する場合、授業料及び施設設備費については、年額の半額を納入する。

第73条 一度納付した学費等は、原則として、これを返還しない。

第74条 正当な理由により、やむを得ず学費等を延納するときは、直ちにその旨を届け出て許可を受けなければならない。

(1) 休学中は当該納期の授業料及び施設設備費の半額を免除するが、諸費は全額を納入する。

(2) 第53条により海外留学期間中の本学における学費等については、当該納期授業料を免除するが、諸費は全額を納入する。

第75条 停学に処せられた者の学費等は、徴収するものとする。

第76条 転学又は退学するときは、その期までの学費等を徴収するものとする。

第13節 公開講座

(公開講座)

第77条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、公開講座を開くことができる。

附 則

本学則は、昭和24年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和29年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

1 本学則は、昭和57年4月1日から施行する。

2 昭和56年度以前の入学生の単位履修については、従前の例による。

3 昭和57年3月31日現在在学する者にかかる学費等の額は従前の例による。

附 則

本学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

1 学則第3条第2項の規定にかかわらず昭和61年度から平成11年度までの期間を付した入学定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員
-----	-----	---------

仏 教 学 部	仏 教 学 科	1 5 0
	哲 学 科	1 0 0
	史 学 科	1 0 0
文 学 部	国 文 学 専 攻	8 0
	英 語 英 文 学 専 攻	8 0
	社 会 学 科	8 0
	社 会 福 祉 学 科	8 0
合 計		6 7 0

2 本学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

1 本学則は、昭和63年4月1日から施行する。

2 施行年度以前の入学生についての履修方法については、従前の学則による。

附 則

本学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成3年4月1日から施行する。

ただし、教育職員免許法の一部改正に伴い、本学学則別表(3)は平成2年度入学者から適用する。

附 則

1 学則第3条第2項の規定にかかわらず、平成4年度から平成11年度までの期間を付した入学定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員
仏 教 学 部	仏 教 学 科	1 6 0
	哲 学 科	1 4 0
	史 学 科	1 2 0
文 学 部	国 文 学 専 攻	8 0
	英 語 英 文 学 専 攻	8 0
	社 会 学 科	8 0
	社 会 福 祉 学 科	1 1 0
合 計		7 7 0

- 2 この期間を付した入学定員は、平成11年度までとする。
 3 本学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本学則は、平成5年4月1日から施行する。
 2 平成4年度以前の入学生の単位履修等については当該入学年度の学則に準拠する。
 3 学則第3条第2項の規定にかかわらず平成5年度から平成11年度までの期間を付した入学定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	専 攻	入学定員
人間学部	仏 教 学 科		1 6 0
	人間福祉学科	社会福祉学専攻	8 0
		生涯教育専攻	4 5
		臨床心理学専攻	4 5
文学部	社会学科		8 0
	国際文化学科		1 6 0
	日本語・日本文学科		8 0
	史学科		1 0 0
	合 計		7 5 0

- 4 学則第40条第1項にかかる本学学則別表(3)については、平成5年度入学者から適用する。

附 則

本学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本学則は、平成9年4月1日から施行する。

- 2 学則第3条第2項の規定にかかわらず平成9年度から平成11年度までの期間を付した入学定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	専 攻	コース	入学定員
人間学部	仏 教 学 科		昼間主コース	160名
			夜間主コース	50名
	人間福祉学科	社会福祉学専攻		80名
		生涯教育専攻		45名
		臨床心理学専攻		45名

	社会 学 科			80名
文学 部	国際文化 学科			160名
	日本語・日本文学 科			80名
	史 学 科			100名
合 計				800名

3 学則第40条第1項にかかる本学学則別表(3)については、平成5年度入学者から適用する。

附 則

本学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

1 本学則は、平成11年4月1日から施行する。

2 学則第3条第2項の規定にかかわらず平成11年度の期間を付した入学定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	専 攻	コ ー ス	入学定員		
人間学部	仏教学 科		昼間主コース	160名		
			夜間主コース	50名		
	人間福祉学科	社会福祉学専攻	昼間主コース	105名		
			夜間主コース	40名		
		臨床心理学専攻	昼間主コース	65名		
			夜間主コース	20名		
	社会 学 科		昼間主コース	80名		
			夜間主コース	30名		
文学 部	国際文化 学科		昼間主コース	160名		
			夜間主コース	50名		
	日本語・日本文学 科		昼間主コース	80名		
			夜間主コース	25名		
	史 学 科		昼間主コース	100名		
			夜間主コース	35名		
合 計			昼間主コース	750名		
			夜間主コース	250名		

附 則

1 本学則は、平成12年4月1日から施行する。

2 第3条及び第59条の規定にかかわらず平成12年3月31日に在学する学

生が卒業するまで社会学科は存続するものとする。

3 学則第3条第2項の規定にかかわらず平成12年度から平成16年度の入学定員は、次のとおりとする。

学部	学科	専攻	コース	入学定員						
				平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度		
人間学部	仏教学科		昼間主コース	140名	120名	100名	100名	100名		
			夜間主コース	50名	50名	50名	50名	50名		
	人間福祉学科	社会福祉学専攻	昼間主コース	105名	105名	105名	105名	100名		
			夜間主コース	40名	40名	40名	40名	40名		
		臨床心理学専攻	昼間主コース	65名	65名	65名	65名	65名		
			夜間主コース	20名	20名	20名	20名	20名		
	人間科学科		昼間主コース	80名	80名	80名	80名	80名		
			夜間主コース	30名	30名	30名	30名	30名		
文学部	国際文化学科		昼間主コース	145名	130名	115名	100名	100名		
			夜間主コース	50名	50名	50名	50名	50名		
	日本語・日本文学科		昼間主コース	80名	80名	80名	65名	65名		
			夜間主コース	25名	25名	25名	25名	25名		
	史学科		昼間主コース	100名	100名	100名	95名	65名		
			夜間主コース	35名	35名	35名	35名	35名		
合 計			昼間主コース	715名	680名	645名	610名	575名		
			夜間主コース	250名	250名	250名	250名	250名		

4 改正前 第37条第2項の規定にかかわらず授業科目の履修方法については、制限を設けないものとする。ただし、この規定は、施行年度以前の入学者についても適用する。

附 則

- 1 本学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 学則第3条第2項の規定にかかわらず平成13年度から平成16年度の入学定員は、次のとおりとする。

学部	学科	専攻	コース	入学定員			
				平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
人間学部	仏教学科		昼間主コース	105名	100名	100名	100名
			夜間主コース	50名	50名	50名	50名
人間学部	人間福祉学科	社会福祉学専攻	昼間主コース	105名	105名	105名	100名
			夜間主コース	40名	40名	40名	40名
		臨床心理学専攻	昼間主コース	65名	65名	65名	65名

		夜間主コース	20名	20名	20名	20名	
人間科学科		昼間主コース	80名	80名	80名	80名	
		夜間主コース	30名	30名	30名	30名	
文学部	国際文化学科	昼間主コース	145名	115名	100名	100名	
		夜間主コース	50名	50名	50名	50名	
	日本語・日本文学科	昼間主コース	80名	80名	65名	65名	
		夜間主コース	25名	25名	25名	25名	
	史学科	昼間主コース	100名	100名	95名	65名	
		夜間主コース	35名	35名	35名	35名	
合 計		昼間主コース	680名	645名	610名	575名	
		夜間主コース	250名	250名	250名	250名	

附 則

本学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 学則第3条第2項の規定にかかわらず平成15年度から平成16年度の入学定員は、次のとおりとする。

学部	学 科	専 攻	コ ー ス	入学定員	
				平成 15年度	平成 16年度
人間学部	仏教学科		昼間主コース	80名	80名
			夜間主コース	40名	40名
	人間福祉学科	社会福祉学専攻	昼間主コース	105名	100名
			夜間主コース	40名	40名
文学部	人間科学科	臨床心理学専攻	昼間主コース	65名	65名
			夜間主コース	20名	20名
	表現文化学科		昼間主コース	100名	100名
			夜間主コース	40名	40名
	歴史文化学科		昼間主コース	100名	100名
			夜間主コース	50名	50名

合 計	昼間主コース	610名	575名
	夜間主コース	250名	250名

(文学部国際文化学科、日本語・日本文学科、史学科の存続に関する経過措置)

文学部国際文化学科、日本語・日本文学科、史学科は、改正後の学則第3条第2項の規定にかかわらず平成15年3月31日に当該学科に在学する者が卒業するまでの間、存続するものとする。

附 則

本学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 本学則は、平成21年4月1日から施行する。

(人間福祉学科臨床心理学専攻の存続に関する経過措置)

2 第3条及び第59条の規定にかかわらず平成21年3月31日に在学する学生が卒業するまで人間福祉学科臨床心理学専攻は存続するものとする。

附 則

1 本学則は、平成22年4月1日から施行する。

(人間学部仏教学科、文学部表現文学科、歴史文化学科の存続に関する経過措置)

2 第3条及び第59条の規定にかかわらず平成22年3月31日に在学する学生が卒業するまで人間学部仏教学科、文学部表現文化学科、歴史文化学科は存続するものとする。

附 則

1 本学則は、平成23年4月1日から施行する。

(アーバン福祉学科ソーシャルワーク専攻、環境コミュニティ専攻および人間科学科人間科学専攻、教育人間学専攻の存続に関する経過措置)

2 第3条及び第59条の規定にかかわらず平成23年3月31日に在学する学生が卒業するまでアーバン福祉学科ソーシャルワーク専攻、環境コミュニティ専攻および人間科学科人間科学専攻、教育人間学専攻は存続するものとする。